

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一（非常勤職員の給与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月二十四日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一一二七

人事院規則九一一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第二条 給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万七千六百円未満の額であ	第二条 給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万六千八百円未満の額であ

るときは、同項の規定の適用については、あら

かじめ人事院の承認を得たものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一一の規定は、令和七年四月一日から適用する。

るときは、同項の規定の適用については、あら

かじめ人事院の承認を得たものとみなす。